

行政手続法の一部を改正する法律新旧対照条文

目次

○	行政手続法（平成五年法律第八十八号）	1
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第二条関係）	7
○	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（附則第二条関係）	8
○	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（附則第二条関係）	9
○	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（附則第二条関係）	10
○	海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）（附則第三条関係）	11
○	売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）（附則第三条関係）	12
○	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（附則第三条関係）	13
○	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（附則第四条関係）	14
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）（附則第四条関係）	15
○	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（附則第四条関係）	16
○	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（附則第四条関係）	17
○	国籍法（昭和二十五年法律第四百七十七号）（附則第五条関係）	18
○	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（附則第六条関係）	19
○	破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）（附則第六条関係）	20
○	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百七十七号）（附則第六条関係）	21
○	武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七十七号）（附則第七条関係）	22
○	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（附則第八条関係）	23

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 申請に対する処分（第五条―第十一条）</p> <p>第三章 不利益処分</p> <p>第一節 通則（第十二条―第十四条）</p> <p>第二節 聴聞（第十五条―第二十八条）</p> <p>第三節 弁明の機会の付与（第二十九条―第三十一条）</p> <p>第四章 行政指導（第三十二条―第三十六条の二）</p> <p>第四章の二 処分等の求め（第三十六条の三）</p> <p>第五章 届出（第三十七条）</p> <p>第六章 意見公募手続等（第三十八条―第四十五条）</p> <p>第七章 補則（第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（適用除外）</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の二までの規定は、適用しない。</p> <p>一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分</p> <p>二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分</p> <p>三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分</p> <p>四 検査官会議で決すべきものとされている処分及び会</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 申請に対する処分（第五条―第十一条）</p> <p>第三章 不利益処分</p> <p>第一節 通則（第十二条―第十四条）</p> <p>第二節 聴聞（第十五条―第二十八条）</p> <p>第三節 弁明の機会の付与（第二十九条―第三十一条）</p> <p>第四章 行政指導（第三十二条―第三十六条）</p> <p>第五章 届出（第三十七条）</p> <p>第六章 意見公募手続等（第三十八条―第四十五条）</p> <p>第七章 補則（第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（適用除外）</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。</p> <p>一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分</p> <p>二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分</p> <p>三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分</p> <p>四 検査官会議で決すべきものとされている処分及び会</p>

- 計検査の際にされる行政指導
- 五 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導
- 六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導
- 七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- 八 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
- 九 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であつた者に対してその職務又は身分に関する処分及び行政指導
- 十 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導
- 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

- 計検査の際にされる行政指導
- 五 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導
- 六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導
- 七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- 八 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
- 九 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であつた者に対してその職務又は身分に関する処分及び行政指導
- 十 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導
- 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に關わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接与えられたその他の職員によつてされる処分及び行政指導

十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

十五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分

十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

2・3 「略」

第四章 行政指導

第三十二条―第三十四条 「略」

（行政指導の方式）

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならぬ。

2| 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に

十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接与えられたその他の職員によつてされる処分及び行政指導

十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

十五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分

十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

2・3 「略」

第四章 行政指導

第三十二条―第三十四条 「略」

（行政指導の方式）

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならぬ。

〔新規〕

対して、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならぬ。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

第三十六条 「略」

（行政指導の中止等の求め）

第三十六条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができ。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならぬ。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

第三十六条 「略」

（新規）

第三十六条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

第三十六条 「略」

（新規）

第三十六条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと認料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認料るときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の二 処分等の求め

第三十六条の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 法令に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

〔新規〕

〔新規〕

3

六 その他参考となる事項

当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならぬ。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政手続法の適用除外） 第十八条の四 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第 三条又は第四条第一項に定めるもののほか、地方税に關 する法令の規定による処分その他公権力の行使に當たる 行為については、同法第二章（第八条を除く。）及び第 三章（第十四条を除く。）の規定は、適用しない。 2 行政手続法第三条、第四条第一項又は第三十五条第四 項に定めるもののほか、地方団体の徴収金を納付し、又 は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政 指導（同法第二条第六号に規定する行政指導をいう。） については、同法第三十五条第三項及び第三十六条の規 定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第十八条の四 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第 三条又は第四条第一項に定めるもののほか、地方税に關 する法令の規定による処分その他公権力の行使に當たる 行為については、同法第二章（第八条を除く。）及び第 三章（第十四条を除く。）の規定は、適用しない。 2 行政手続法第三条、第四条第一項又は第三十五条第三 項に定めるもののほか、地方団体の徴収金を納付し、又 は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政 指導（同法第二条第六号に規定する行政指導をいう。） については、同法第三十五条第二項及び第三十六条の規 定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（行政手続法の適用除外） 第八十八条の二 行政手続法（平成五年法律第八十八号） 第三条第一項（適用除外）及び第四条第一項（国の機関 等に対する処分等の適用除外）に定めるもののほか、こ の法律又は他の関税に関する法律に基づき行われる処分 その他公権力の行使に当たる行為（第七十一条第二項（ 原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入）の規定 に基づくものを除く。）については、行政手続法第二章 （申請に対する処分）（第八条（理由の提示）を除く。 ）及び第三章（不利益処分）（第十四条（不利益処分の 理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 行政手続法第三条第一項及び第三十五条第四項（行政 指導の方式）に定めるもののほか、この法律又は他の関 税に関する法律に基づく関税の納税義務の適正な実現を 図るために行われる行政指導（行政手続法第二条第六号 （定義）に規定する行政指導をいう。）については、行 政手続法第三十五条第三項及び第三十六条（複数の者を 対象とする行政指導）の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第八十八条の二 行政手続法（平成五年法律第八十八号） 第三条第一項（適用除外）及び第四条第一項（国の機関 等に対する処分等の適用除外）に定めるもののほか、こ の法律又は他の関税に関する法律に基づき行われる処分 その他公権力の行使に当たる行為（第七十一条第二項（ 原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入）の規定 に基づくものを除く。）については、行政手続法第二章 （申請に対する処分）（第八条（理由の提示）を除く。 ）及び第三章（不利益処分）（第十四条（不利益処分の 理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 行政手続法第三条第一項及び第三十五条第三項（行政 指導の方式）に定めるもののほか、この法律又は他の関 税に関する法律に基づく関税の納税義務の適正な実現を 図るために行われる行政指導（行政手続法第二条第六号 （定義）に規定する行政指導をいう。）については、行 政手続法第三十五条第二項及び第三十六条（複数の者を 対象とする行政指導）の規定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（行政手続法の適用除外） 第十条の三 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項（適用除外）に定めるもののほか、この法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続法第二章（申請に対する処分）（第八条（理由の提示）を除く。）及び第三章（不利益処分）（第十四条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 行政手続法第三条第一項（適用除外）及び第三十五条第四項（書面の交付を要しない行政指導）に定めるもののほか、この法律に基づくとん税の納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（行政手続法第二条第六号（定義）に規定する行政指導をいう。）については、行政手続法第三十五条第三項（行政指導に係る書面の交付）及び第三十六条（複数の者を対象とする行政指導）の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第十条の三 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項（適用除外）に定めるもののほか、この法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続法第二章（申請に対する処分）（第八条（理由の提示）を除く。）及び第三章（不利益処分）（第十四条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 行政手続法第三条第一項（適用除外）及び第三十五条第三項（書面の交付を要しない行政指導）に定めるもののほか、この法律に基づくとん税の納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（行政手続法第二条第六号（定義）に規定する行政指導をいう。）については、行政手続法第三十五条第二項（行政指導に係る書面の交付）及び第三十六条（複数の者を対象とする行政指導）の規定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（行政手続法の適用除外） 第七十四条の十四（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項（適用除外）に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定に基づくものを除く。）については、行政手続法第二章（申請に対する処分）（第八条（理由の提示）を除く。）及び第三章（不利益処分）（第十四条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。）</p> <p>2 行政手続法第三条第一項、第四条第一項及び第三十五条第四項（適用除外）に定めるもののほか、国税に関する法律に基づく納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同法第二条第六号（定義）に規定する行政指導をい、酒税法第二章及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）に定める事項に関するものを除く。）については、行政手続法第三十五条第三項（行政指導に係る書面の交付）及び第三十六条（複数の者を対象とする行政指導）の規定は、適用しない。）</p> <p>3 国税に関する法律に基づき国の機関以外の者が提出先とされている届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。）については、同法第三十七条（届出）の規定は、適用しない。）</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第七十四条の十四（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項（適用除外）に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定に基づくものを除く。）については、行政手続法第二章（申請に対する処分）（第八条（理由の提示）を除く。）及び第三章（不利益処分）（第十四条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。）</p> <p>2 行政手続法第三条第一項、第四条第一項及び第三十五条第三項（適用除外）に定めるもののほか、国税に関する法律に基づく納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同法第二条第六号（定義）に規定する行政指導をい、酒税法第二章及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）に定める事項に関するものを除く。）については、行政手続法第三十五条第二項（行政指導に係る書面の交付）及び第三十六条（複数の者を対象とする行政指導）の規定は、適用しない。）</p> <p>3 国税に関する法律に基づき国の機関以外の者が提出先とされている届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。）については、同法第三十七条（届出）の規定は、適用しない。）</p>

○ 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（行政手続法の適用除外） 第五十三条 この法律に基づいてされる処分及び行政指導 については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第 二章から第四章の二までの規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第五十三条 この法律に基づいてされる処分及び行政指導 については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第 二章から第四章までの規定は、適用しない。</p>

○ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（行政手続法の適用除外） 第二十七条の二 第二十四条から前条までの規定及び第二十九條において準用する更生保護法の規定による処分及び行政指導については、行政手続法（平成五年法律第百十八号）第二章から第四章の二までの規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第二十七条の二 第二十四条から前条までの規定及び第二十九條において準用する更生保護法の規定による処分及び行政指導については、行政手続法（平成五年法律第百十八号）第二章から第四章までの規定は、適用しない。</p>

○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第九十一条 この法律の規定による処分及び行政指導については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章から第四章の二までの規定は、適用しない。</p>	<p>第九十一条 この法律の規定による処分及び行政指導については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章から第四章までの規定は、適用しない。</p>

○ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（行政手続法の適用除外） 第四十三条の十五 弁護士会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章、第三章及び第四章の二の規定は、適用しない。</p> <p>（行政手続法の適用除外） 第四十九条の二 日本弁護士連合会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手続法第二章、第三章及び第四章の二の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第四十三条の十五 弁護士会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。</p> <p>（行政手続法の適用除外） 第四十九条の二 日本弁護士連合会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。</p>

○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政手続法の適用除外） 第二百六十四条の二 この法律の規定による処分その他公 権力の行使に当たる行為については、行政手続法（平成 五年法律第八十八号）第二章、第三章及び第四章の二の 規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第二百六十四条の二 この法律の規定による処分その他公 権力の行使に当たる行為については、行政手続法（平成 五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用 しない。</p>

○ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政手続法の適用除外） 第五十八条の三 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章、第三章及び第四章の二の規定は、日本弁護士連合会及び弁護士会がこの法律に基づいて行う処分については、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第五十八条の三 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、日本弁護士連合会及び弁護士会がこの法律に基づいて行う処分については、適用しない。</p>

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政手続法の適用除外） 第三百三十八条 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章、第三章及び第四章の二の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第三百三十八条 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。</p>

○ 国籍法（昭和二十五年法律第四百十七号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法定代理人がする届出等）</p> <p>第十八条 第三条第一項若しくは前条第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取得、選択又は離脱をしようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。</p> <p>〔行政手続法の適用除外〕</p> <p>第十八条の二 第十五条第一項の規定による催告については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条の三の規定は、適用しない。</p> <p>（省令への委任）</p> <p>第十九条 この法律に定めるもののほか、国籍の取得及び離脱に関する手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十条 第三条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十条の例に従う。</p>	<p>（法定代理人がする届出等）</p> <p>第十八条 第三条第一項若しくは前条第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取得、選択又は離脱をしようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。</p> <p>〔新規〕</p> <p>（省令への委任）</p> <p>第十九条 この法律に定めるもののほか、国籍の取得及び離脱に関する手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。</p> <p>（罰則）</p> <p>第二十条 第三条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十条の例に従う。</p>

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政手続法の適用除外） 第三百三十七条の三 航空機の登録に関する処分又は第九十六 条第一項若しくは第二項の規定による処分については、 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第 三章の規定は、適用しない。</p> <p>2 第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書 、第九十五条ただし書又は第九十七条第一項の規定によ る処分については、行政手続法第二章の規定は、適用し ない。</p> <p>3 第二百二十六条第四項、第二百二十九条の四、第二百十九 条の五又は第三百一条の二の規定による処分について は、行政手続法第三章及び第四章の二の規定は、適用し ない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第三百三十七条の三 航空機の登録に関する処分又は第九十 六条第一項若しくは第二項の規定による処分については、 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第 三章の規定は、適用しない。</p> <p>2 第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書 、第九十五条ただし書又は第九十七条第一項の規定によ る処分については、行政手続法第二章の規定は、適用し ない。</p> <p>3 第二百二十六条第四項、第二百二十九条の四、第二百十九 条の五又は第三百一条の二の規定による処分について は、行政手続法第三章の規定は、適用しない。</p>

○ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政手続法の適用除外） 第三十六条の二 公安審査委員会がこの法律に基づいてする処分（第二十二条第三項の規定により公安審査委員会の委員又は職員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章及び第四章の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第三十六条の二 公安審査委員会がこの法律に基づいてする処分（第二十二条第三項の規定により公安審査委員会の委員又は職員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。</p>

○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（行政手続法の適用除外） 第三十三条 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいて する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十 八号）第三章及び第四章の二の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第三十三条 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいて する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十 八号）第三章の規定は、適用しない。</p>

○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（附則第七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政手続法の適用除外） 第百七十九条 この法律の規定による処分及び行政指導については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章から第四章の二までの規定は、適用しない。</p>	<p>（行政手続法の適用除外） 第百七十九条 この法律の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章から第四章までの規定は、適用しない。</p>

○ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（附則第八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被害回復事務管理人の義務等） 第二十三条 被害回復事務管理人は、公平かつ誠実に被害回復事務を行わなければならない。</p> <p>2 検察官は、被害回復事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、被害回復事務管理人に対し、その事務に関し報告をさせることができる。</p> <p>3 検察官は、被害回復事務の処理が法令の規定に違反しているとき、又は適正を欠いていると認めるときは、被害回復事務管理人に対し、その事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p> <p>4 検察官は、被害回復事務管理人が前項の措置を講じないとき、その他重要な事由があるときは、被害回復事務管理人を解任することができる。</p> <p>5 第三項の規定による指示については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条の三の規定は、適用しない。</p>	<p>（被害回復事務管理人の義務等） 第二十三条 被害回復事務管理人は、公平かつ誠実に被害回復事務を行わなければならない。</p> <p>2 検察官は、被害回復事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、被害回復事務管理人に対し、その事務に関し報告をさせることができる。</p> <p>3 検察官は、被害回復事務の処理が法令の規定に違反しているとき、又は適正を欠いていると認めるときは、被害回復事務管理人に対し、その事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p> <p>4 検察官は、被害回復事務管理人が前項の措置を講じないとき、その他重要な事由があるときは、被害回復事務管理人を解任することができる。</p> <p>〔新規〕</p>